

河内国渋川郡の江戸廻米関係資料紹介

池 田 治 司

はじめに

かつて私は、当館が所蔵する河内国若江郡御厨村加藤家文書に残る資料に基づいて、安政四年（一八五七）における河内国の江戸廻米の一事例を本誌第二号で紹介したことがある¹。この時には、幸運なことに同国茨田郡三ツ嶋村文書（守口文庫所蔵）にも同年の廻米記録が残っており、御厨村庄屋加藤勘左衛門が納庄屋を勤めた河内国南方五郡の記録と三ツ嶋村樋口家に伝わる北方二郡の記録とを合わせて、当時の河内国の江戸廻米の状況をまとめた。

この時調査した資料は、一時期の河内国の全体的な廻米状況を示しており、有効な資料ではあった。以後この内容を補うような同類の資料を捜していたところ、近年、八尾市立歴史民俗資料館が所蔵する河内国渋川郡太子堂村角田家文書の目録が発行され、同文書の中にまと

まった数の江戸廻米史料が含まれることを知った。その中でも今回は特に、文化十年（一八一三）の渋川郡の江戸廻米について調査し、時期は遡るが、前回紹介した河内国の江戸廻米の内容を補ってみたい。

一 太子堂村角田家の位置づけ

角田家文書に残る明和八年（一七七二）の「太子堂村明細帳³」によれば、延宝六年（一六七八）の本多出雲守様御検地の村高は、四九六石五斗八升六合で、村域は東西平均五四〇間、南北平均一六〇間、御料と私領の入組になっている。竈数は六八軒、人数三〇三人となっている。

地名辞典¹の記述を総合すると、元々幕府領であったが、寛文九年

(一六六九) から一部が旗本領となり、幕府領は延宝九年(一六八八)から京都所司代戸田忠昌領、天和二年(一六八二)上知、元禄四年(二六九二)大坂城代役知、享保二年(二七一七)幕府領、宝暦六年(二七五六)大坂城代役知、同一二年(二七六二)幕府領、寛政六年(二七九四)高槻藩預地、天保四年から山城淀藩稲葉氏領となる。前記の村高は幕府領のみの数字である。

しかし、『河内国洪川郡太子堂村角田家文書目録』の「年貢」の項目で免状や皆済目録などから支配の状況を見ると、享保七年(一七七二)の「寅御年貢可納割付之事」に初めて大坂代官所の石川伝兵衛の名前が見られ、それ以前の年貢免状は役人の連名で差し出されている。享保七年以降、小堀仁右衛門(京都)、小堀左源太(京都)、青木次郎九郎(京都)、渡辺民部(大坂)、萩原藤七郎(大坂)、石原清左衛門(大津)などの代官名が続くが、地名辞典にあるとおり、宝暦六年にはまた大坂城代の役人連名となり、宝暦九年(一七五九)の「卯年御成箇割付之事」には京都代官の角倉与一の名前が出てくる。しかし、翌年の年貢免状からはまた役人の連名となり、次は明和七年(一七七〇)の「寅年免定」に代官小堀数馬(京都)の名前が出てくる。それが安永四年(一七七五)には角倉与一(京都)となり、寛政三年(一七九二)に大坂代官鈴木新吉の支配に移る。そして寛政六年に高槻藩譜代大名永井日向守の御預所となり、今回ご紹介する文化十年の廻米時には永井飛驒守の御預所であった。

前記の明細帳によると、太子堂村の年貢米は平野川筋の川岸に津出

しをして、大坂京橋まで川路三里半の道のりを運ぶ。摂津・河内の幕府直轄領などは、城米を回送するために川口付近に郡単位で備蔵、借蔵を持ち、ここで年貢米の改めを受け、廻船の準備ができるまで、一時保管していた。洪川郡でも備前島に借蔵を持っていたことが後述の資料から窺える、京橋に近いこのあたりは、上荷船・茶船の営業圏の境界にあたり、二条詰米や江戸廻米の積み替え場としても適地であったのだろう。

角田家に江戸廻米や詰米の資料が多く残ったことは、同家が郡中の納米に係る役職を担ったことを示している。具体的には、寛政四年(一七九二)・寛政五年(一七九三)、文化二年(一八〇五)の資料には「納庄屋」や「納名主」の職名で(角田)藤兵衛の名前が記されているし、また、文政三年(一八二〇)の「江戸廻米納方覚帳」の表紙には、「太子堂村浜庄屋藤兵衛」の名が窺える。「浜庄屋」とは「浜詰庄屋」、「湊詰庄屋」とも呼ばれ、川口津出し及び廻船積立時にその升廻しなどに立ち会った村方役人のことである。今回紹介する文化十年(一八一三)の太子堂村庄屋茂右衛門の役職も、明記はないがこの「浜庄屋」であろう。

二 文化十年の洪川郡の江戸廻米

この年の廻米記録を取り上げたのは、同年の覚書が三冊も残っていたことである。これによって、洪川郡の廻米の全体的な状況が具体的

に紹介できるからである。それらは、次の資料である。

- ①文化十年十二月「酉年江戸御廻米覚帳」(太子堂村庄屋茂右衛門)
 ②文化十年十二月「江戸御廻米濱着水揚覚帳」(太子堂村庄屋茂右衛門)

③文化十年十二月「二条御蔵詰之内江戸御廻米江振替米濱着水揚帳」

(渋川郡両組)

※(一)内は作成者。

この三冊の資料には、渋川郡上下両郡の廻米状況を村別に記録してある。上下両郡とは次のような内訳になっている。

〔上組〕

久宝寺古株、久宝寺新株、植松村、太子堂村、亀井村、鞍作新家
 村、南鞍作村、鞍作村、竹測元組、竹測新組、渋川村、六反村
 計一二ヶ村

〔下組〕

東足代村、荒川村、長堂分、三ノ瀬分、横沼分、太平寺村、北蛇草
 村、衣摺村、大蓮村
 計九ヶ村

③の資料表題からわかるように、文化十年(一八一三)の廻米は、二条詰米の内から江戸廻米へ一定量の納米を振替えている。この経緯を示す資料としては、角田家文書に同年一二月二三日付の添廻文⁷が残る。この資料には次のように記されている。

(前略)別紙御廻文之通二条御米之内分江戸御廻米へ振替二相成

申候御米之儀二条御米皆津出仕候村々之儀者備前島蔵分差下シ仕
 候様御出役様へ申上置則御承知ニ御座候間左様御承知可被成候
 (後略)

これは、太子堂村茂右衛門より上組他九ヶ村(久宝寺村と竹測村は一村として記されている)への廻状である。つまり、二条詰米の内から江戸廻米への納米振替にあたっては、二条詰米の津出しを終えた村々は、備前島蔵にある二条詰米からの差し出しを申し出、承認を得たというのである。この廻状に記された「別紙御廻文」が見あたらないので理由は定かではないが、急に江戸廻米の追加割付が申し渡され、二条詰米からの振替えによって対処することになり、それへ振り向ける米がない村では、備前島蔵にある二条詰米からの振替えとなったのであろう。

ここで、それぞれの資料の内容をしてみる。三つの資料の内容を一覧表にまとめてみると、次のようになる。なお、各資料記載の石高を表示する場合に、資料①は「廻米覚」、資料②は「水揚覚」、資料③は「二条振替」と略記した。

表 文化10年12月渋川郡江戸廻米石高一覧

(単位：石)

村名	資料名	本米	欠米	合計	備考
久宝寺古株	廻米覚	203.396	4.068	207.464	
	二条振替	77.6724	1.553	79.2254	
	水揚覚	281.0684	5.621	286.6894	
久宝寺新株	廻米覚	62.926	1.259	64.185	
	二条振替	22.308	0.446	22.754	
	水揚覚	85.234	1.705	86.939	
植松村	廻米覚	202.882	4.058	206.94	
	二条振替	76.05	1.521	77.571	
	水揚覚	278.932	5.579	284.511	
太子堂村	廻米覚	66.708	1.334	68.042	
	二条振替	24.336	0.487	24.823	
	水揚覚	91.044	1.821	92.865	
亀井村	廻米覚	68.666	1.373	70.039	
	二条振替	25.35	0.507	25.857	
	水揚覚	94.016	1.88	95.896	
鞍作新家村	廻米覚	62.396	1.248	63.644	
	二条振替	21.294	0.427	21.721	
	水揚覚	83.69	1.674	85.364	
南鞍作村	廻米覚	29.005	0.58	29.585	
	二条振替	10.14	0.203	10.343	
	水揚覚	39.145	0.783	39.928	
鞍作村	廻米覚	114.487	2.29	116.777	
	二条振替	41.574	0.831	42.405	
	水揚覚	156.061	3.121	159.182	
竹淵元組	廻米覚	34.341	0.687	35.028	
	二条振替	12.168	0.243	12.411	
	水揚覚	46.509	0.93	47.439	
竹淵新組	廻米覚	25.325	0.507	25.832	
	二条振替	9.126	0.183	9.309	
	水揚覚	34.451	0.689	35.14	
渋川村	廻米覚	77.012	1.54	78.552	
	二条振替	27.378	0.547	27.925	
	水揚覚	104.39	2.88	107.27	
六反村	廻米覚	20.852	0.417	21.269	
	二条振替	7.098	0.142	7.24	
	水揚覚	27.95	0.559	28.509	
上組御廻米本欠合	廻米覚	記載無し	同左	同左	
	二条振替	354.494	7.089	361.583	
	水揚覚	1322.49	26.449	1348.9404	
東足代村	廻米覚	51.93	1.039	52.969	
	二条振替	18.252	0.365	18.617	
	水揚覚	70.182	1.404	71.586	
荒川村	廻米覚	56.127	1.123	57.25	
	二条振替	20.28	0.406	20.686	
	水揚覚	76.407	1.528	77.935	
長堂分	廻米覚	19.689	0.394	20.083	
	二条振替	6.084	0.122	6.206	
	水揚覚	25.773	0.515	26.288	

村名	資料名	本米	欠米	合計	備考
三ノ瀬分	廻米覚	20.997	0.42	21.417	
	二条振替	7.098	0.142	7.24	
	水揚覚	28.095	0.562	28.657	
横沼分	廻米覚	40.282	0.806	41.088	
	二条振替	14.196	0.284	14.48	
	水揚覚	54.478	1.09	55.568	
太平寺村	廻米覚	15.352	0.302	15.654	
	二条振替	5.07	0.101	5.171	
	水揚	20.422	0.408	20.83	
北蛇草村	廻米覚	10.537	0.211	10.748	
	二条振替	3.042	0.061	3.103	
	水揚覚	13.579	0.272	13.851	
衣摺村	廻米覚	68.376	1.368	69.744	
	二条振替	25.35	0.507	25.857	
	水揚覚	93.726	1.875	95.601	
大蓮村	廻米覚	146.941	2.939	149.88	
	二条振替	53.742	1.075	54.817	
	水揚覚	200.683	4.014	204.697	
下組御廻米本欠合	廻米覚	記載無し	同左	同左	
	二条振替	153.114	3.062	156.177	
	水揚覚	583.345	11.667	595.012	
渋川郡	廻米覚	1398.227	27.965	1426.192	
	水揚覚	1398.227	27.965	1426.192	
	同追割賦	507.609	10.151	517.76	二条振替
	合計	1905.836	38.116	1943.952	
丹南郡	廻米覚	1188.957	23.779	1212.736	
	水揚覚	1188.957	23.779	1212.736	
茨田郡	廻米覚	963.889 2.689	19.278 0.054	985.91	
	水揚覚	963.889 2.689	19.278 0.054	985.91	
讃良郡	廻米覚	2813.039	56.261	2869.3	
	水揚覚	2813.039	56.261	2869.3	
河州合計	廻米覚	6364.1111 2.689	127.284 0.054	6494.116	
	水揚覚	6871.7201 2.689	137.433 0.054	7011.896	
豊嶋郡	廻米覚	761.648 1.728	15.233 0.035	778.644	
	水揚覚	761.648 1.728	15.233 0.035	778.644	
嶋下郡	廻米覚	488.6619	9.773	498.4349	
	水揚覚	488.6619	9.773	498.4349	
摂州合計	廻米覚	1250.3099 1.728	20.006 0.035	1272.0789	
	水揚覚	1250.3099 1.728	20.006 0.035	1272.0789	
摂河合計	廻米覚	7614.4219 4.414	152.288 0.088	7771.2129	
	水揚覚	8122.0309 4.414	162.439 0.088	8288.9729	

この表を見ると、資料①「酉年江戸廻米覚帳」の各村の石高に、資料③「二条御蔵詰之内江戸廻米江振替米濱着水揚帳」の石高を加えると、資料②「江戸廻米濱着水揚覚帳」にある水揚高になることがわかる。この表をもとに、各村の実際の津出し状況を資料の記述に基づいて詳記すると次のようになる。

1. 久宝寺古株

本米二〇三・三九六石、欠米四・〇六八石、計二〇七・四六四石を津出ししたが、本米七七・六七二四石、欠米一・五五三石、計七九・二五四石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

二月 九日―五八・五石着
 二月 五日―七六・五石着
 二月 二日―七五石着（内、二・五石は鞍作村へ振替）
 二月 二四日―四〇石着
 三九・一八九石不足
 一月 二一日―三九石着

2. 久宝寺新株

本米六二・九二六石、欠米一・二五九石、計六四・一八五石を津出ししたが、本米二二・三〇八石、欠米〇・四四六石、計二二・七五四石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

二月 九日―二〇・五石着
 二月 一日―四三・五石着
 二二・九三九石不足
 一月 二一日―二二・五石着

3. 植松村

本米二〇二・八八二石、欠米四・〇五八石、計二〇六・九四石を津出ししたが、本米七六・〇五石、欠米一・五二二石、計七七・五七一石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

二月 二日―一〇石着
 二月 三日―一石着
 二月 一日―八五・五石着
 二月 一九日―七四・五石着
 三・五一一石不足、内三・五石は樋屋より入る。
 〇・〇一一石不足。

4. 太子堂村

本米六六・七〇八石、欠米一・三三四石、計六八・〇四二石を津出ししたが、本米二四・三三六石、欠米〇・四八七石、計二四・八二三石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月 三日―三七石着

一二月 五日―三一石着

二四・八六五石不足、内二五・一石

二条振替分の浜着日は記載無し。

5. 亀井村

本米六八・六六六石、欠米一・三七三石、計七〇・〇三九石を津出

ししたが、本米二五・三五四石、欠米〇・五〇七石、計二五・八五七

石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月 五日―七〇石着

一二月二四日―四七石着（二条米）

二一・一〇四石過米

6. 鞍作新家村

本米六二・三九六石、欠米一・二四八石、計六三・六四四石を津出

ししたが、本米二一・二九四石、欠米〇・四二七石、計二一・七二一

石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月 五日―二二・五石着

一二月 九日―四一石着

二一・八六四石不足

内、二二石を備前島より差し出し

7. 南鞍作村

本米二九・〇〇五石、欠米〇・五八石、計二九・五八五石を津出し

したが、本米一〇・一四石、欠米〇・二〇三石、計一〇・三四三石の

追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月 五日―二九・五石着

一二月一六日―二九石着（二条米）

一八・五七二石過米

8. 鞍作村

本米一一四・四八七石、欠米二・二九石、計一一六・七七七石を津

出ししたが、本米四一・五四七石、欠米〇・八三二石、計四二・四〇

五石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月 五日―一一七石着

一二月一日―一四・五石納

一二月二日―二・五石納（久宝寺村八分納）

一二月二四日―三五・五石着（二条米）

六・六八二石不足

内、六・五石備前島より差し出し

一月 五日―〇・二八石着

差引〇・〇九八石超過

9. 竹瀝元組

本米三四・三四一石、欠米〇・六八七石、計三五・〇二八石を津出ししたが、本米一二・一六八石、欠米〇・二四三石、計一二・四一一石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

二月 二日―一七石着

二月 九日―一八石着

一二・四三九石不足

内、一二・五石備前島より差し出し

10. 竹瀝新組

本米二五・三二五石、欠米〇・五〇七石、計二五・八三二石を津出ししたが、本米九・一二六石、欠米〇・一八三石、計九・三〇九石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

二月二日―二五・五石着

九・六四石不足

内、九・五石備前島より差し出し

11. 渋川村

本米七七・〇一二石、欠米一・五四石、計七八・五五二石を津出ししたが、本米二七・三七八石、欠米〇・五四七石、計二七・九二五石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

二月 九日―四二石着

二月一日―三六・五石着

二七・九七八石不足

一月二日―内、二七石着

12. 六反村

本米二〇・八五二石、欠米〇・四一七石、計二一・二六九石を津出ししたが、本米七・〇九八石、欠米〇・一四二石、計七・二四石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

二月 五日―二一・五石着

七・〇〇九石不足

内、七石備前島より差し出し

13. 東足代村

本米五一・九三石、欠米一・〇三九石、計五二・九六九石を津出し

したが、本米一八・二五二石、欠米〇・三六五石、計一八・六一七石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月一五日―五三・五石着（二条米）

14. 荒川村

本米五六・一二七石、欠米一・一二三石、計五七・二五石を津出ししたが、本米二〇・二八石、欠米〇・四〇六石、計二〇・六八六石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月 二日―四二石着

一二月一六日―一六石着

一二月一六日―二二石着（二条米）

15. 長堂分

本米一九・六八九石、欠米〇・三九四石、計二〇・〇八三石を津出ししたが、本米六・〇八四石、欠米〇・一二三石、計六・二〇六石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月一六日―一八・五石着（二条米）

―二〇石着

16. 三ノ瀬分

本米二〇・九九七石、欠米〇・四二石、計二一・四一七石を津出ししたが、本米七・〇九八石、欠米〇・一四三石、計七・二四石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月一三日―二一・五石着

17. 横沼分

本米四〇・二八二石、欠米〇・八〇六石、計四一・〇八八石を津出ししたが、本米一四・一九六石、欠米〇・二八四石、計一四・四八石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は記載無し。

18. 太平寺村

本米一五・三五二石、欠米〇・三〇二石、計一五・六五四石を津出ししたが、本米五・〇七石、欠米〇・一〇一石、計五・一七一石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月一日―一六石着

19. 北蛇草村

本米一〇・五三七石、欠米〇・二二二石、計一〇・七四八石を津出

ししたが、本米三・〇四二石、欠米〇・〇六一石、計三・一〇三石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月二日―一〇・五石着

20・衣摺村

本米六八・三七六石、欠米一・三六八石、計六九・七四四石を津出ししたが、本米二五・三五石、欠米〇・五〇七石、計二五・八五七石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月二日―六〇石着

一二月二四日―一〇石着

21・大蓮村

本米一四六・九四一石、欠米二・九三九石、計一四九・八八石を津出ししたが、本米五三・七四二石、欠米一・〇七五石、計五四・八一七石の追加割付を二条詰米分から振替えている。

津出しの経過は次のとおり。

一二月 九日―五〇石着

一二月一九日―六五石着

一二月二三日―二一・五石着

以上が各村の津出し状況の詳細である。これらの資料には河州内他郡の廻米高や摂州の廻米高もまとめられているので、これらは摂河州の同年の永井飛驒守御預り所廻米高を記したものと考えられる。

これらの記録は大坂川口での水揚記録であり、廻船に関しては「江戸廻米濱着水揚覚帳」に、太子堂村三郎兵衛が上乘として関係した次の一艘分の記録が載るのみである。

一八百八拾式石九斗九升九合九勺

紀州比井直三郎

八番船

船頭 久左衛門

河州渋川郡太子堂村

上乘 三郎兵衛

同州丹南郡伊賀村

近兵衛

廻船への積み替え場所は、下福嶋村で、文化二年（一八〇五）作成と思われる覚書⁸には、「江戸御廻米下福嶋村にて積替入用」として、米百石につき次のような費用を計上してある。

一銀拾匁

水揚蔵入

一同五匁

蔵敷

一同五匁

水揚之節米差人足并水揚舟積之節升廻人足

一同六匁	蔵出舟積
一同拾貳匁	積出し
一同七匁	様俵箱袋代
一同五匁	臨時入用
メ六拾目	

以上、文化十年の河内国渋川郡の江戸廻米津出しの状況を角田家文書に残る三冊の資料を中心にして、同年の追加割付の経緯は定かではないが、それによる廻米高の不足を補うのに、二条詰米用の年貢米を振替え、あるいは津出しを終えた村方にあつては、急遽備前島借蔵の二条蔵詰分を振替るといった便宜的な措置が取られていたという事例を見てきた。数少ない事例ではあるが、備荒貯穀を趣旨とした二条詰米よりも、幕臣の扶持米となる江戸廻米を重要視する幕府の視点が窺える。

また、拙稿「河内国貢租米の江戸廻米について―若江郡御厨村加藤家文書にみる一事例―」の最後にも紹介したことがあるが、四四年後の安政四年（一八五七）の永井飛騨守御預り所の江戸廻米では、江戸廻送中に沖船頭正九郎による廻米掠め取り事件が起きている。この事件は、周辺の代官領、預り所の取締が強化されるきっかけとして大きな影響を与えた。今回は時間がなく、これに関連する廻米仕法の変遷や不正事件などに関しては、資料の有無も含めて十分な調査ができなかった。今後の課題としたい。

最後に、今回の調査で度々閲覧の便宜をお図り下さった八尾市立歴史民俗資料館の小谷利明氏に対して、記して感謝を申し上げたい。

註

- (1) 拙稿「河内国貢租米の江戸廻米について―若江郡御厨村加藤家文書にみる一事例―」（『大阪商業大学商業史博物館紀要』第二号、二〇〇二年）
- (2) 撰河史料調査会『河内国渋川郡太子堂村角田家文書目録』、二〇〇五年
- (3) 明和八年「太子堂村明細帳」（河内国渋川郡太子堂村角田家文書）
- (4) 『角川日本地名辞典 二七 大阪府』（角川書店、一九八三年）、『日本歴史地名体系 第二八卷 大阪府の地名Ⅱ』（平凡社、一九八六年）
- (5) 代官所の陣屋名については、西沢淳男『江戸幕府代官履歴辞典』（岩田書院、二〇〇一年）を参考にした。
- (6) 例えば、寛政四年「乍恐口上（去亥御廻米納諸入用二重に相成候趣意御糺しにつき）」には「河内国村々惣代納名主藤兵衛」、文化二年「覚（上乘給金拝借につき）」には「渋川郡太子堂村納庄屋藤兵衛」の名前が記されている。
- (7) 文化十年二月二三日付「添廻文（二条御米の内より江戸御廻米へ振替につき）」（角田家文書）
- (8) 「江戸廻米下福島村にて積替覚」（角田家文書）

